

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年8月30日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県〇〇署〇〇警部補がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成24年9月12日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の個人又は特定の事項を名指ししたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号に規定されている「不開示情報」を開示することとなるため

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成24年9月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

#### 4 諮 問

平成24年10月4日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

奈良県警察〇〇署〇〇警部補は、おむつ交換をする行為など保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）上の免除規定に該当せず、また、公平性の観点から道交法以外にいかなる運用・解釈基準も存在しないとして交通違反告知を行っている。ところが、諮問実施機関が発出した文書（平成24年7月12日付け奈公委第340号）によれば、警察庁のホームページにおむつを交換する行為が免除規定に該当することが掲載されている旨の説明がなされていることから、法令に関する虚偽説明を行った〇〇警部補の行為は、不法行為となることに高度な蓋然性が認められるものである。よって、実施機関は、誤って違反告知した事実を広く一般に公表した上、条例第9条に規定する公益的理由による裁量的開示を実施すべきである。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 不開示とした理由

##### ア 警察職員の氏名の取扱いについて

行政文書に記載された個人情報が公務員である場合には、請求された情報がその職務に係るものであるときには、当該公務員の職及び職務内容は開示することとされているが、公務員の氏名については条例第7条第2号ただし書アの規定により、実施機関が慣行として公にしているかどうかにより開示するか否かを判断することになる。

奈良県警察においては、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、職務の性質上職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていない。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは言えず、ただし書アに該当しないため開示していない。

##### イ 開示請求権の一般的性格について

条例第5条に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものである。よって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報やその作成者等と利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

##### ウ 条例第10条の該当性について

条例第10条は、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

本件開示請求は、特定の個人を名指ししたうえで対象文書の開示を求めており、本件行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人が実在するか否かを開示することになるものである。

また、警部補以下の警察官の氏名は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない不開示情報である。

よって、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により本件決定を行ったものである。

## (2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

## 2 口頭理由説明

審査請求人の「裁量的開示を実施すべきである。」との主張については、公益上の必要性が認められないことから、失当である。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書の性質について

道交法第126条においては、警察官が、反則者があると認めるときに、「居所又は氏名が明らかでない」又は「逃亡するおそれがある」場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が反則金の納付に係る通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面により告知するものと定められている。

本件開示請求は、特定の個人の名を挙げて、かつ、当該特定の個人が警部補の階級にあるとの認識を示して、当該特定の個人がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、警部補の階級にある特定の個人が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

### 3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。

しかし、本件開示請求のように、特定の者の名を挙げて、当該特定の者に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合には、行政文書に記録されている当該情報は存在するが、不開示情報に該当するとして不開示決定をしたり、当該情報を記録した行政文書が存在しないとして不開示決定をすれば、当該情報の存否が明らかになってしまうが、これにより不開示情報を開示することになってしまう場合がある。

そこで、条例第10条は、その例外として、行政文書が存在するしないにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。したがって、この規定を適用するに当たっては、行政文書の存否を明らかにすれば、どのような内容の不開示情報を開示することとなるのかを具体的に明らかにする必要がある。

### 4 本件行政文書の条例第10条該当性について

諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示とした本件決定は妥当である旨主張しているので、以下検討する。

#### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、警部補の階級にある特定の個人が存在するか否かという個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

#### (2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警察職員のうち、警部補以下の階級にある職員及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。

さらに、本件存否情報は、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

### (3) まとめ

以上のことから、本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。したがって、本件開示請求については、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 5 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において、「法令に関する虚偽説明を行った〇〇警部補の行為は、不法行為となることは高度な蓋然性が認められるものである。よって、奈良県警察本部長は、誤って違反告知した事実を広く一般に公表した上、奈良県情報公開条例（平成13年条例第38号）第9条に規定する公益的理由による裁量的開示を実施すべきである。」と主張しているので、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、条例第7条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公にすることに、当該規定により保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとされている。

一方で、条例第3条後段は、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、当該不開

示情報が個人に関する情報である場合は、同条後段の趣旨に即して慎重に判断されることが必要である。

本件事案について見ると、審査請求人は、誤って違反告知した事実を広く一般に公表すること等に公益上の必要性があると主張しているが、当審査会は、交通違反に係る違反告知が誤ったものであったか否かについて、当該違反告知に係る告知票から判断できるわけではなく、また、本件存否情報が個人に関する情報であることを考慮すると、これを公にすることに、条例第7条第2号の規定により保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

したがって、実施機関が条例第9条を適用しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

## **6 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年10月4日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年11月15日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授（行政法）、弁護士	会 長